

●●● 入会の手続き ●●●

随時受け付けています。入会申込書に記入の上、会費を添えて美術館事務室で手続きをお願いします。

●●● 有効期限 ●●●

有効期限は、新規入会、また継続いただきました会計年度の3月末までになります。



交通アクセス

- ◆ 関越自動車道渋川伊香保I.C. から車で約7分
- ◆ JR上越線 渋川駅から徒歩約14分
- ◆ バス停「女子校入口」下車すぐ

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館

友の会

入会のご案内



事務局（渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館内）

〒377-0007

群馬県渋川市石原6番地1

（渋川市役所第二庁舎1階）

電話：0279-25-3215/FAX：0279-23-1907

友の会では、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館の活動を支援しながら、様々な活動を通して会員同士の親睦を深め美術に親しみ、地域の芸術文化の振興に寄与することを目指しています。

●●● 主な活動内容 ●●●

- ・美術館の事業に対する協力
- ・講演会・実技講座等の開催
- ・会報の発行
- ・美術館出版物等の購入補助(※)
- ・その他必要と認められる事業

※渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館の出版物等に限ります。

●●● 会員の特典 ●●●

〇〇〇 一般会員・学生会員 〇〇〇

- ・企画展の招待券を進呈
- ・美術館出版物等の割引
- ・友の会会報等の配布
- ・友の会主催の研修行事等への参加
- ・美術館主催行事の案内の送付

〇〇〇 賛助会員 〇〇〇

- ・企画展の招待券を進呈
- ・企画展図録の進呈
- ・美術館出版物等の割引
- ・友の会会報等の配布
- ・友の会主催の研修行事等への参加
- ・美術館主催行事の案内の送付

●●● 会員の種別と年会費 ●●●

一般会員：1,000円
学生会員（高校・大学）：500円
賛助会員：1口5,000円

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館友の会会則

（趣旨）

第1条 この会は、美術を愛好する人たちが集い、地域の芸術文化の振興に寄与するため、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館の活動を支援し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館友の会（以下「友の会」という。）という。

（事業）

第3条 友の会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)美術館事業に対する協力
- (2)講演会・実技講座等の開催
- (3)会報の発行
- (4)美術館出版物等の購入補助
- (5)その他必要と認める事業

（会員）

第4条 会員は、友の会の趣旨に賛同する人で一般会員と賛助会員とする。

2 会員の特典は、別記のとおりとする。

（役員）

第5条 友の会に次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 3人
- (3)理事 20人以内
- (4)監事 2人

2 前項の役員は、総会で選任する。

（役員職務）

第6条 会長は、友の会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 理事は、理事会の構成員として会務を処理する。

4 監事は、友の会の会計を監査する。

（役員任期）

第7条 役員の任期は、就任から2年後の定期総会までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（顧問）

第8条 友の会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の要請に応じ意見を述べるることができる。

（会議）

第9条 友の会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、友の会の最高議決機関で、会長がこれを招集し議長となる。

3 定期総会は、年1回招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

4 総会は、予算決算及びその他重要事項を審議する。

5 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会から付託された事項について審議する。

（部会）

第10条 友の会活動を円滑に推進するため、友の会に部会を置くことができる。

2 部会の設置については、別に定める。

（経費）

第11条 友の会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

（会費）

第12条 会費は年額とする。

2 一般会員のうち成人は1,000円、高校生及び大学生は500円とし、賛助会員（個人及び法人）は、一口5,000円とする。

（事務局）

第13条 友の会の事業を円滑にすすめ、事務を処理するため、事務局を渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館内に置く。

（会計年度）

第14条 友の会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委任）

第15条 この会則に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成14年2月23日から適用する。

2 第7条の規定にかかわらず、設立当初に選出された役員の任期は平成16年3月31日までとする。

3 第14条の規定にかかわらず、平成14年度については、平成14年2月23日から平成15年3月31日までとする。

4 第5条第1項第3号及び第13条の一部を改め、それぞれ平成18年4月1日から適用する。

5 第7条第1項及び第13条の一部を改め、それぞれ令和4年7月6日から適用する。